



暮らしの 情報ボックス

東川町役場	82-2111
公民館	82-3200
文化交流館	82-4245
文化ギャラリー	82-4700
B&G海洋センター	82-4600
町立診療所	82-2101
大雪消防組合東川支署	82-2310

9月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

10月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

9月のこよみ

- 1日 大雪旭岳源水オープン
- 2日 神撰田抜穂祭
- 4日 ぐらし楽しくフェスティバル(5日まで)
- 16日 第3回定例議会(17日まで)
- 21日 秋の交通安全祈願祭

税務住民課住民相談年金係

違法な年金担保融資にご注意を

国民年金や厚生年金を受ける権利は、譲り渡したり担保にすることは、法律で禁止されています。しかし、一部の貸金業者では「年金立替」や「中高年融資」といった広告により顧客を集め、年金証書やキャッシュカードを預かり事実上年金を担保にとるに等しい融資が行われています。

このような融資は法律で定められている上限ギリギリの金利で行なわれており、一度借りてしまうと追加融資の勧誘などで借金が増える仕組みとなっており、最終的には生活を圧迫し自己破産に追い込まれるような事態も発生しています。

このような被害にあわないよう融資を受ける際、年金証書や預貯金通帳を預けるよう要求する貸金業者には十分注意してください。



税務住民課総合収納対策室

税金は私たちの暮らしを支える貴重な財源です

町では、みなさんが快適で健康な暮らしができるよう、魅力あるまちづくりを推進しています。そのためには多くの費用も必要になり、その財源としての基礎となるのが税金収入です。私たち一人ひとりが、健康で快適な暮らしができる豊かなまちづくりの主役として、「税金」の公平な負担と貴重な自主財源の確保にご協力をお願いします。

町税第2期分の納期は9月30日(木)です。期限内に納税を済ませるようにしましょう。また、振替納税を利用している方は、あらかじめ指定された預貯金口座の残高を確認いただき、自動引落ができるよう準備をしておきましょう。納税が遅れますと、督促状や催告状が送られてきたり、延滞金が増算される場合もありますので注意してください。(残高不足等で振替納税ができなかった場合も含みます。)

なお、滞納すると財産を調査され、差し押さえられる場合があります。納税相談・お問い合わせ 税務住民課総合収納対策室(☎82-2111 内線121・129)

町税未納者一斉戸別訪問を実施します

町では、自主自立を目指す東川町の貴重な財源の確保を目的に、平成16年度町税第1期分督促後も忘れていた、または「納付書を見失った」、もしくは「何らかの理由により納付が困難になった」などにより未納となっている納税義務者の方に対して納税相談を行い自主納税へと誘導し、滞納や滞納者の縮減をはかるため9月6日(月)から10日(金)までの5日間の日程で一斉戸別訪問を課長職と税務職ペアで実施します。

はじめの実施となりますので皆様方のご理解とご協力をお願いいたします。

お問い合わせ 税務住民課総合収納対策室(☎82-2111 内線121・129)

議会事務局

町議会第3回定例会のお知らせ

第3回の定例会は、9月16日(木)午前9時30分から2日間の日程で開会を予定しています。今回の議会では、補正予算の審議をはじめ、一般質問なども行われますので多くの皆様の傍聴をお待ちしています。

